



事務所通信

# Progress ~進歩~

一期一会

26年9月号  
2014年9月1日発行  
三宅税理士法人  
代表社員 三宅孝治  
(中国税理士会 倉敷支部会員)  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第88号  
発行担当者:原田 崇徳(広告)

## テーマ: 税制改正について

九月といえばお月見!!今年のお月見は一味違います。それは何故かと申しますと、スーパームーンという状態で9月9日お月見が楽しめるからです。これを逃すと次は20年後だそうです。スーパームーンは通常の満月と比べ大きさが14%、明るさが30%増の満月が見られるそうです。一つ心配なのが雲で満月が隠れることですかね...

話は変わりますが、この度、国税庁より「交際費等の損金不算入制度」と「消費税簡易課税制度のみなし仕入率」の改正等のお知らせが発表されましたので、ご案内致します。

### 1. 交際費等の損金不算入制度の改正内容

全ての法人に適用される改正

**交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%が損金算入**されることになりました。

中小法人以外の法人は、これまで交際費等の額の全額が損金の額に算入されませんでした。今回の改正により、一部損金算入することが可能となりました。

中小法人である場合

中小法人については、**支出した交際費等の額のうち定額控除限度額(800万円)までの金額と上記(飲食のため支出する費用の額の50%損金算入)の金額とを比較して有利な方を選択し損金算入**することが出来ることになりました。

定額控除限度額については平成26年3月31日が適用期限となっておりますが、今回の改正により、平成28年3月31日まで延長されました。

また、交際費等の損金不算入制度についても、その適用期限を平成28年3月31日まで2年延長されました。

中小法人とは?

期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人をいいます。

ただし、大法人(期末における資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人)に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている法人は除きます。

### 2. 50%損金算入となる飲食費の留意点

飲食その他これらに類する行為のために要する費用で参加者1人あたり5,000円以下の費用については、今までどおり交際費等額に含まれないこととされ、損金の額に算入されます。**(帳簿書類の保存用性を満たしているものに限り、)**

飲食のために支出する費用には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用(いわゆる社内飲食費)は上記の50%損金算入となる飲食費には含まれないこととされています。

飲食交際費を損金とするための「帳簿書類」の記載例

飲食の年月日  
飲食等に参加した得意先、仕入先  
その他事業に関係のある者等の氏名  
又は名称及びその関係  
飲食等に参加した者の数  
その費用の金額並びに飲食店等の名称  
及び所在地  
その他参考となるべき事項

日時	平成26年9月2日
参加者名	関係 氏名又は名称
	当社 (株) 会社 N木N二
	仕入先 (株) 工業 A田A男
	仕入先 (株) 会社 B川B介
仕入先 (有) 産業 C山C郎	
合計	4名
飲食店等の名称	(株) 料理 店
所在地	岡山県 市 999
金額	19,440円
1人当たり支出費用	4,860円
その他事項	

領収証  
(株) 商店様  
19,440- 円  
但し 飲食代として  
H.26年9月2日 上記正に領収いたしました  
岡山県 市 999  
Tel 000-000-0000  
(株) 料理 店

注意事項  
関係 「得意先」「卸売先」「仕入先」というように記載してください。

氏名又は名称 「会社」部 (氏名)」というように記入して下さい。

飲食店の名称・所在地 実際に飲食した店名、所在地を記入して下さい。

1 判定計算式 課税事業者 (総額) ÷ 1.08 ÷ (人数)  
免税事業者 (総額) ÷ (人数)  
1人5,000円超となると、全額が通常の交際費となる社外の人との飲食に限る



次は消費税簡易課税制度のみなし仕入率の改正についてご説明させていただきます。

### 3. 消費税の簡易課税制度とは

消費税の納税額は、自社が預った売上に係る消費税額から、自社が負担した仕入に係る消費税額(以下「仕入控除税額」といいます)を控除して計算するのが原則です。しかし、仕入控除税額を厳密に計算することに伴う事務負担を考慮して、一定の中小事業者(基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者)については、事前の届出書の提出を要件に、簡便的仕入控除税額の計算が認められています。この簡便的な方法を簡易課税制度といいます。

簡易課税制度では、売上に係る消費税額に「みなし仕入率」を乗じた金額が仕入控除税額とされます。「みなし仕入率」は営む事業の種類別に、定められています。

### 4. 改正の概要

簡易課税制度のみなし仕入率が、次のとおり改正されます。

- ・現行の第四種事業のうち、**金融業及び 1保険業を第五種事業へ(みなし仕入率60% 50%)**
- ・現行の第五種事業のうち、**2不動産業を新たに新設した第六種事業へ(みなし仕入率50% 40%)**

**適用開始時期** 原則として、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

1. 保険業には、生命保険業や損害保険業のほか、保険代理店業が含まれます。
2. 不動産業には、不動産賃貸業、駐車場業、不動産管理業、土地建物売買業、不動産仲介業等が含まれます。

### 5. 適用開始時期の経過措置

この改正には、経過措置が設けられています。

簡易課税制度を選択する事業者は、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日(前期の最終日)までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出しなければなりません。

例えば、平成27年4月1日にスタートする課税期間から簡易課税の適用を受ける場合は、平成27年3月31日までに届出書を提出する必要があります。

この場合、適用を受けようとする課税期間は平成27年4月1日開始ですから、改正後のみなし仕入率が適用されることになります。しかし、この場合でも、(27年3月31日といわず早めに)平成26年9月30日までに届出書を提出しておけば、2年(平成27年4月1日~平成29年3月31日の2期)については、旧みなし仕入率の50%(金融業・保険業の場合には60%)が適用されることになります。これが経過措置です。

つまり、この経過措置によりすると、消費税簡易課税制度選択届出書を提出していない事業者が、平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しておけば、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても2年間は改正前のみなし仕入率である50%(金融業・保険業の場合には60%)が適用されることになります。

この2年間というのは、簡易課税の適用が強制される期間を意味しますから、たとえ9月30日までに「届出書」が提出されていても、既に届出書を提出して平成27年4月1日以後に開始する課税期間までに2年を経過している場合は、経過措置は用されません。

なお、事業者が新たに平成26年10月1日以後に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、改正後のみなし仕入率が適用されます(経過措置の適用なし)。

### 6. ご注意ください!

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用を受けることをやめようとする場合には、適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しても、その適用をやめることはできません。そのため、改正に影響を受ける業種の救済措置として経過措置が設けられたと考えられます。

・現在簡易課税制度を選択されているお客様へ

今回の改正で影響する業種としては、金融・保険業と不動産業が該当します。簡易課税制度を選択している場合、みなし仕入率の引き下げにより消費税の納税負担増となりますので、あらためて両者の比較検討と確認が必要になります。

不動産業の場合、下表の例を見ますと、改正前の簡易課税のケースでは、納付する消費税は750円で本則課税の800円よりも少なくなっています。ところが、改正後の簡易課税のケースでは、みなし仕入率が40%に引き下げられているため、結果して納付する消費税は900円となり、簡易課税制度の方が不利になる場合がございます。

何かご不明な点がございましたらお気軽にご相談くださいませ。

(例) 本則課税・簡易課税の有利・不利の比較例(不動産業の場合)

	本則課税	<改正前>簡易課税	<改正後>簡易課税
預った消費税	1500円	1500円	1500円
支払った消費税	700円	750円 (1500円×50%)	600円 (1500円×40%)
納付する消費税(差額)	800円 (1500円-700円)	750円 (1500円-750円)	900円 (1500円-600円)

参考文献: 国税庁HPより

### < Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision  
今月の開催日は9月11日(木)です。  
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
10月9日(木)	9・10・11・12月決算法人様	10月3日(金)
11月13日(木)	10・11・12・1月決算法人様	11月7日(金)
12月11日(木)	11・12・1・2月決算法人様	12月5日(金)

### < 9月カレンダー >

10	水	*8月分源泉所得税・住民税の納付期限
11	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
30	火	*7月決算法人の確定申告・納付期限
		*1月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の4・10月決算法人)



飲食店の名称・所在地

実際に飲食した店名、所在地を記入して下さい。

12月11日(木)	11・12・1・2月決算法人様	12月5日(金)
-----------	-----------------	----------

